

定 款

(2023年6月29日 改定)

徳倉建設株式会社

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社の商号は徳倉建設株式会社と称し、英文ではTOKURA CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第2条 当会社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事、建築工事、設備工事、機械器具の設置工事その他建設工事の企画、設計、監理、施工に関する事業
2. 土地の造成、改良、緑化および資源の保全、開発等環境の整備に関する事業
3. 建設工事に関する調査、企画、地質調査、測量、設計、監理、コンサルティングおよび研究開発に関する業務
4. 道路、鉄道、港湾、空港、河川施設、上下水道、庁舎、官舎、学校、公営住宅、公園、駐車場、給食センター、観光施設、社会福祉施設、教育文化施設、医療施設、余熱利用施設、廃棄物処理施設、冠婚葬祭施設、交通・地震・防災センター等の企画、設計、監理、施工、保有、賃貸、譲渡、維持、管理及び運営
5. 不動産の売買、賃貸、仲介、管理に関する事業
6. 保養施設、スポーツ施設等の建設および管理運営に関する業務
7. 砂利、砂、土石等の採取及び売買
8. 船舶の賃貸借及び海上運送業
9. 倉庫業
10. 建設資材の製造販売業
11. 前各号に附帯する一切の事業

(本店所在地)

第3条 当会社は本店を名古屋市に置き、支店または営業所および出張所を必要な地区に設置することができる。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取 締 役 会
2. 監 査 役
3. 監 査 役 会
4. 会 計 監 査 人

(公告の方法)

第5条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、622万4千4百株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第11条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める「株式取扱規則」による。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要に応じてこれを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第14条 株主総会は取締役社長が招集しその議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議)

第15条 株主総会の決議は法令またはこの定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. この場合株主または代理人は代理権を証する書面を総会毎に会社に提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

(電子提供措置等)

第18条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する

書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当社の取締役は、20名以内とする。

(選 任)

第20条 当社の取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任 期)

第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 補欠または増員のため選任した取締役の任期は、他の現任者の任期と同時に終了する。

(欠 員)

第22条 取締役に欠員を生じても法定の員数を欠かず、かつ業務に差支えないときは、その補欠選任を行なわないことができる。

(代表取締役、役付取締役)

第23条 会社を代表する取締役は、取締役会の決議により選定する。

2. 取締役会の決議により取締役中より取締役会長、取締役社長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を定めることができる。
3. 取締役会長は取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統轄する。
4. 取締役社長および取締役副社長は取締役会長を補佐し、取締役会長に事故あるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序により代理し、業務を執行する。

(業 務 執 行)

第24条 取締役は取締役会を組織し、会社業務の執行を決定する。

(招 集)

第 25 条 取締役会は取締役会長がこれを招集し、その通知は各取締役および各監査役に対し会日の 3 日前までに発する。

ただし緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2. 取締役会長は取締役会の議長となり、取締役会長に事故があるときは取締役会であらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議および取締役会規則)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
3. 取締役会に関する事項は本定款によるほか取締役会が定める「取締役会規則」による。

(議事録)

第 27 条 取締役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印、または電子署名する。

(報酬等)

第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(顧問および相談役)

第 29 条 当会社は顧問および相談役を置くことができる。

(社外取締役の責任限定契約)

第 30 条 当会社は社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第 5 章 監査役および監査役会

(員数)

第 31 条 当会社の監査役は、5 名以内とする。

(選 任)

- 第 32 条 当社の監査役は、株主総会において選任する。
2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任 期)

- 第 33 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(欠 員)

- 第 34 条 監査役に欠員を生じても法定の員数を欠かず、かつ業務に差支えないときは、その補欠選任を行わないことができる。

(常勤監査役)

- 第 35 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の業務)

- 第 36 条 監査役会は、法令又はこの定款に定める事項のほか、当社における監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法、その他監査役の職務の執行に関する事項を決定する。

(招 集)

- 第 37 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし緊急の場合にはこれを短縮することができる。

(決議および監査役会規則)

- 第 38 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
2. 監査役会に関する事項は、法令又は本定款によるほか監査役会が定める「監査役会規則」による。

(議 事 録)

- 第 39 条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役が記名押印、

または電子署名する。

(報酬等)

第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(社外監査役の責任限定契約)

第41条 当社は社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金480万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。

第6章 会計監査人

(選任)

第42条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第43条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第45条 当社の期末剰余金の配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(配当の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

(附 則)

第 47 条 この定款に規定しなかった事項は、会社法その他関係法令の規定による。